

健康すいた21(第4次)計画策定支援業務
公募型プロポーザル審査基準

審査項目	審査の視点	配点	
業務実績に関する事項	健康増進計画策定支援業務実績を有しているか。 ※調査業務のみはカウントしません。健康増進計画策定支援業務実績が無い場合は失格となります。 ※業務実績が1件以上:1点、人口20万人以上の自治体かつ令和2年度以降の業務実績が1件:4点、人口20万人以上の自治体かつ令和2年度以降の業務実績が2件以上:7点。	10	7
	「食育推進計画」、「歯と口腔の健康づくりに係る計画」の策定支援業務実績を有しているか。 ※調査業務のみはカウントしません。 ※人口20万人以上の自治体又は令和2年度以降の業務実績が1件:2点、人口20万人以上の自治体又は令和2年度以降の業務実績が2件以上:3点。		3
提案内容に関する事項	①社会情勢を踏まえ、本市の現状及び課題を的確に理解した上での提案がなされているか。		15
	②北大阪健康医療都市(健都)、くらしにとけこむ健康づくり、ICTを活用した健康づくり等本市が重視する視点を踏まえた提案がなされているか。		15
	③ライフコースアプローチの視点に基づいた提案がなされているか。	65	15
	④アンケート調査の目的に即した調査項目や、回収率向上に適した調査方法の提案がなされているか。		10
	⑤計画の進捗管理や成果の評価方法について、具体的な提案がなされているか。		10
実施体制及び工程に関する事項	①本業務を迅速に遂行し得る体制を整えているか。		5
	②担当者の本業務に関する経験及び実績は十分か。	15	5
	③具体的かつ実現可能な工程となっているか。		5
価格に関する事項	・見積上限金額以下とすること。 ・配点×(全提案事業者中最低見積金額)/(当該提案事業者見積金額) ※小数点第1位を四捨五入	10	10
合計			100